

給実甲第1391号

令和8年4月1日

人事院事務総長

給実甲第444号の一部改正について（通知）

給実甲第444号（派遣職員の給与の支給割合の決定等について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第1 規則18—0第7条第1項関係 1 行政職俸給表(一)の適用を受ける日本国外に在勤する派遣職員には、その派遣先の勤務に対し	第1 規則18—0第7条第1項関係 1 行政職俸給表(一)の適用を受ける日本国外に在勤する派遣職員には、その派遣先の勤務に対し

て報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下「通勤手当等」という。）並びに子女教育手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等年額（当該派遣職員が派遣の期間の初日（以下「派遣日」という。）の属する月の初日から在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に支給されることとなる俸給及び扶養手当の月額を基礎として算定した俸給、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤基本手当、在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女

て報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等年額（当該派遣職員が派遣の期間の初日（以下「派遣日」という。）の属する月の初日から在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に支給されることとなる俸給及び扶養手当の月額を基礎として算定した俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当、在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額をいう。以下同じ。）に満たない場合には、その派遣の期間中、俸給、扶養手

手当及び在外単身赴任手当の年額をいう。以下同じ。)に満たない場合には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当(以下「俸給等」という。)のそれぞれ100分の100以内を支給する。

2・3 (略)

4 日本国内に在勤する派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合又は報酬年額が、派遣前給与年額(派遣日の前日における給与の額を基礎として算定した給与(通勤手当等を除く。))の年額をいう。以下同じ。)に満たない場合には、その派遣の期間中、俸給等のそれぞれ100分の100以内を支給する。

5・6 (略)

当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当(以下「俸給等」という。)のそれぞれ100分の100以内を支給する。

2・3 (略)

4 日本国内に在勤する派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合又は報酬年額が、派遣前給与年額(派遣日の前日における給与の額を基礎として算定した給与(通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を除く。))の年額をいう。以下同じ。)に満たない場合には、その派遣の期間中、俸給等のそれぞれ100分の100以内を支給する。

5・6 (略)

7 第1項から第5項までの規定の適用に当たって、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が外国通貨をもって定められている場合には本邦通貨に換算するものとし、この場合における換算は、派遣日の前日の為替相場（当該前日に外国為替市場が開かれていないときは、その直前の外国為替市場が開かれる日の為替相場）によるものとする。

8 （略）

9 第1項から第7項までの規定により決定され、又は前項の規定により再決定された給与の支給割合は、派遣の期間中は変更しないものとする。ただし、次の各号に掲げる額が変動した場合において、特に必要があると認められるときは、その日を派遣日とみなし、第1項から第7項までの規定により当該支給割合を再決定するものとする。

一 （略）

7 第1項から第5項までの規定の適用に当たって、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が外国通貨をもって定められている場合には本邦通貨に換算するものとし、この場合における換算は、派遣日の前日の為替相場によるものとする。

8 （略）

9 第1項から第7項までの規定により決定され、又は前項の規定により再決定された給与の支給割合は、派遣の期間中は変更しないものとする。ただし、次の各号に掲げる額が著しく変動した場合において、特に必要があると認められるときは、その日を派遣日とみなし、第1項から第7項までの規定により当該支給割合を再決定するものとする。

一 （略）

二 支給割合の算定の基礎とされた在勤基本手当、在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当又は在外単身赴任手当の月額

三 俸給等の額

(削る)

第2 その他

1・2 (略)

3 前2項の規定により支給割合を再決定された派遣職員に対する第1の第9項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項若しくは第2の第1項若しくは第2項」とする。

4～7 (略)

二 支給割合の算定の基礎とされた在勤基本手当の月額

(新設)

10 第1項から第7項までの規定により決定され、又は第8項若しくは前項の規定により再決定される給与の支給割合は、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

第2 その他

1・2 (略)

3 前2項の規定により支給割合を再決定された派遣職員に対する第1の第9項及び第10項の規定の適用については、第1の第9項中「前項」とあるのは「前項若しくは第2の第1項若しくは第2項」と、第1の第10項中「若しくは前項」とあるのは「、前項若しくは第2の第1項若しくは第2項」とする。

4～7 (略)

以 上